

令和6年 第5回須賀川市農業委員会総会議事録

令和6年5回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和6年5月8日（水）
- 2 招集通知日 令和6年5月8日（水）
- 3 招集日時 令和6年5月21日（月）午後1時30分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	森合 重義	2	関口 明夫	3	古川 修一	4	塩田 静生
5	五十嵐 一	6	渡邊 聖一	7	吉田 和男	8	関根 隆二
9	村上 節夫	10	関根 久之	11	和田 博文	12	根本 芳一
13	松川美智夫	14	鈴木 昌宏	15	佐藤 秀和	16	橋本 孝一
17	五輪 博行	18	名城 昇	19	三島木 修		

- 6 欠席農業委員 0名
- 7 出席を要請した農地利用最適化推進委員 10名

担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名
須・浜	小林 一仁	須・浜	有我 康志	西袋	小枝 啓一	稲田	宗像 敏雄
小塩江	西間木 廣幸	仁井田	佐藤 和浩	大東	安藤 幸雄	大東	加藤 正直
岩瀬	中原 利保	岩瀬	相樂 貴行				

- 8 欠席農地利用最適化推進委員 0名
- 9 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	岡田 充生
	農政係 長	吉田 奈津子
	農地係 長	有我 宏和
	主 任	鈴木 貴紀
経済環境部農政課	主 事	小針 京

10 議 案

議案第14号 農用地利用集積計画について

議案第 15 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 16 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 17 号 令和 5 年度最適化活動の目標及びその目標に対する点検・評価（案）について

報告第 11 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 12 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 13 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見書について

11 その他

12 開 会 （午後 1 時 3 0 分）

13 挨拶 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。

議事録署名委員には、議席番号 2 番 関口明夫農業委員と 3 番 古川修一農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 （午後 2 時 3 0 分）

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和 6 年 5 月 2 2 日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

＜別 紙＞ 審 議 内 容

令和 6 年 第 5 回総会

令和 6 年 5 月 2 1 日（火）

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第 14 号「農用地利用集積計画について」を議題します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 吉田係長 概略説明。農政課 小針主事 説明。

議 長 只今、説明がありました第 32 号から第 34 号について、質問等ありませんか。
（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 14 号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第 14 号「農用地利用集積計画について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第 15 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 有我係長 説明。

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第 37 号を小枝推進委員お願いします。

小枝推進委員 受理番号第 37 号についてご説明申し上げます。

5 月 1 6 日に吉田農業委員と現地調査を行いました。

申請地は以前より譲受人が借り受けて耕作しております。申請地のそばに小さい水田を 5 枚所有しております。作業性が悪いので譲受人が譲渡人に申請地の購入の相談をお願いしました。譲渡人も高齢なので購入に同意いたしました。土地の価格はお互いの話し合いで決定したもので妥当と思われます。許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、受理番号第 38 号を加藤推進委員お願いいたします。

加藤推進委員 受理番号第 38 号についてご説明申し上げます。

5 月 12 日に関根農業委員と現地調査を行いました。

譲渡人と譲受人は同地区で知人関係にあり、取得する農地は譲受人の農地と隣接しており、譲り受けてほしいと強く希望しておりました。申請地は自宅から目の前にあり、利便性が良いため農地利用に活用できると思われます。また、価格についてはお互いの話し合いで決定したもので、妥当と思われる許可上特に問題はないと思われますので、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号第 39 号を安藤推進委員お願いします。

安藤推進委員 受理番号第 39 号についてご説明申し上げます。

5 月 13 日に関根委員と現地調査を行いました。

譲渡人と譲受人は親子関係で、譲渡人の高齢と体調不良のために、譲受人へ無償贈与することとなりました。譲受人は以前から農業の手伝いをしていたことから、農作業に必要な農機具を有しており許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号第 40 号と 41 号を佐藤推進委員お願いします。

佐藤推進委員 受理番号第 40 号及び 41 号は関連しておりますので合わせてご説明申し上げます。

5 月 15 日に根本農業委員と一緒に現地調査を行いました。

今回の申請は譲受人の畑に隣接した譲渡人の土地があり、現地はのり面があり利便性も良くないため話し合いで譲受人に無償で譲渡することが合意にいたりしました。譲受人は高齢ではありますが息子さんも手伝いながらきちんと耕作していくそうです。以上、許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号第 42 号を有我推進委員お願いします。

有我推進委員 受理番号第 42 号についてご説明申し上げます。

5 月 14 日に鈴木農業委員と一緒に現地調査を行いました。

譲渡人の申請地を譲受人が譲渡人の父に依頼され長年耕作してまいりましたが、譲渡人の父が亡くなってしまい、今後を考え購入して欲しいと相談され、話がまとまり本申請となりました。譲受人世帯は農業従事者が 2 名で価格については話し合いで決定したもので許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号第 43 号と 44 号を小枝推進委員お願いします。

小枝推進委員 受理番号第 43 号についてご説明申し上げます。

5 月 18 日に吉田農業委員と一緒に現地調査を行いました。

譲渡人と譲受人は親戚関係であり、申請地は 40 年以上前にお互いの父が所有権移転していたものだと本人同士は思っておりましたが、申請地は登記が抜けておりました。長年畑としてそれぞれが耕作しておりました。今回、森宿地区の基盤整備事業で名義変更をされていなかったことが分かったため、今回の申請となりました。今回は贈与です。お互い納得しております。許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

続きまして受理番号第 44 号についてご説明申し上げます。

5 月 12 日に吉田農業委員と一緒に現地調査を行いました。

譲渡人と譲受人は親戚関係です。以前より申請地は譲受人が耕作しております。譲渡人は高齢のため申請地の購入を昨年より打診しており、今回所有権移転となりました。譲受人は認定農業者で地域の担い手でもあります。価格についてはお互いの話し合いで決定しており、妥当と思われます。許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、受理番号第 45 号を相楽推進委員お願いします。

相楽推進委員 受理番号第 45 号についてご説明申し上げます。

5 月 13 日に古川農業委員と一緒に現地調査を行いました。

今回の申請は譲渡人から売買の相談を受け、今回の申請となります。価格に関してはお互いの話し合いで決められたものであり問題ないと思われますが委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、受理番号第 46 号を古川委員お願いいたします。

古川委員 受理番号第 46 号についてご説明申し上げます。

5 月 19 日に私が現地調査を行いました。

内容は親子間での使用貸借権の設定になります。譲受人の息子さんは認定農業者であり、農地利用最適化推進委員でもあります。許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、受理番号第 47 号から 50 号を宗像推進委員お願いします。

宗像推進委員 受理番号第 47 号から 50 号は関連しておりますので合わせてご説明申し上げます。

5 月 13 日に 4 人の農業委員と一緒に現地調査を行いました。

申請地の畑は震災以降休耕しており、草刈りのみ実施しているということでした。今後も作付け予定がないとのことで、譲受人へ営農型太陽光発電用地として貸すことになりました。なお、付近の農地所有者へは同意を取っているようです。以上、許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等無し)

議長 長 それではお諮りいたします。

議案第 15 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 異議なしと認め、議案第 15 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 16 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明

議長 長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は担当した最適化推進委員からお願いいたしますが、受理番号 8 につきましては、西間木推進委員と同じ世帯であることから橋本農業委員に説明を求めます。受理番号 4 から中原推進委員お願いいたします。

中原推進委員 受理番号 4 について説明申し上げます。

5 月 15 日に佐藤農業委員、古川農業委員、渡邊農業委員と一緒に現地調査を行いました。

譲受人は従業員の駐車場を新設したため土地を購入した案件です。譲受人から申請地の土地を相続した譲渡人へ今回話があり、同意したということです。駐車場は今回申請の土地が約半分で、残り半分は 1 年前に農地以外の土地として購入しております。今回の農地と合わせて 20 台分の駐車場を整備する予定

で出された案件です。売買金額につきましては、両者合意の上で決定したそうです。許可上特に問題はないと思われますが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号 5 について説明を求めます。宗像推進委員お願いいたします。

宗像推進委員 受理番号 5 についてご説明申し上げます。

先ほどの議案 15 号でお話しましたが、営農型太陽光施設を設置するとのこと
で畑の活用となります。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号 6 について説明を求めます。有我推進委員お願いいたします。

有我推進委員 受理番号 6 についてご説明申し上げます。

5 月 14 日に村上農業委員、鈴木農業委員と一緒に現地調査を行いました。

譲受人は譲渡人の孫にあたります。利便性の高い土地はこの土地以外ないため
に本申請が出されました。申請地は農地の集団性を阻害するものでもなく、
付近の農地に与える影響はないものと考えますが、委員の皆さまのご審議を
よろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号 7 について説明を求めます。小林推進委員お願いいたします。

小林推進委員 受理番号 7 についてご説明申し上げます。

5 月 12 日に三島木農業委員、吉田農業委員と一緒に現地調査を行いました。

譲渡人が高齢とのことでしばらく休耕されていたとのことですが、後継者も
会社員で農地は作付けしないため、今回、太陽光発電施設用地として売買契約
をされたということです。申請地は川沿いの農地で近隣に住宅はありますが、
他の農地に与える影響はないものと考えます。許可上特に問題はないと思われ
ますが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号 8 について説明を求めます。橋本委員お願いいたします。

橋本委員 受理番号 8 について 3 名で調査した結果についてご説明申し上げます。

申請地は阿武隈川の近くであり、大変水害の大きな地域ということです。今
までも沢山太陽光発電があげられている地域で道路脇の利便性の高い土地以外
は耕作放棄地周りに太陽光発電が乱立している場所であります。今回の申請地
であります、以前西間木委員が説明した通り、大変湿気る土地で耕作放棄地
となっていたところ、譲受人が太陽光発電をすることとなった土地となってお
ります。条件の悪い中ではありますが、譲渡人は果樹を植えるなどして孤軍奮
闘していたのですが地下水が高いため収益性がないということと 1 人で農作業

をしているということではなかなかこの土地の管理までは手が回らないということから、この申請にいたりました。先ほど申し上げたとおり周りが既に太陽光発電敷地となっており周りに与える影響もないかと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 長 それではお諮りいたします。

議案第 16 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 異議なしと認め、議案第 16 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 17 号「令和 5 年度最適化活動の目標及びその目標に対する点検・評価」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 鈴木主任 説明

議長 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等無し)

議長 長 それではお諮りいたします。

議案第 17 号「令和 5 年度最適化活動の目標及びその目標に対する点検・評価」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 異議なしと認め、議案第 17 号「令和 5 年度最適化活動の目標及びその目標に対する点検・評価」は原案のとおり議決し、決定することといたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第 11 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」 2 件です。

報告第 12 号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」 1 件です。

報告第 13 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見書について」 5 件です。

議長 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

その他、皆さんから何かございませんか。

事 務 局（鈴木主任） 農業者年金現況届の受付について説明した。

事 務 局（吉田係長） 配布資料について説明した。

議 長 他になければ、これにて令和 6 年第 5 回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。